

#### 第1条（会則の目的）

本会則は、株式会社名古屋教育文化センター（本部所在地 愛知県名古屋市天白区御前場町 228 番地。以下、「センター」といいます）と、センターが設定する授業等教育サービスを受講するための受講契約を締結した会員（以下、「会員」といいます）との間におけるサービス提供に関わる約束事を定めます。

#### 第2条（理念）

センターは、会員一人一人の将来を見据え、その子の人生の土台となる教育、キャリア教育を展開し、会員に充実した教育サービスを提供します。

#### 第3条（会員制）

- 1) センターは会員制とします。
- 2) センターに入会される方は、センターが指定する入会申込書等の各種申請書に正確な情報を記載しなければなりません。
- 3) 入会申込書をご提出いただいた時点で、受講契約が成立するものとし、入会とさせていただきます。併せて所定の入会金および受講されるコースの会費をお支払いいただきます。なお、本会則内容のご確認をお願いします。

#### 第4条（受講契約）

- 1) 受講契約期間は1ヶ月間とし、本会則に記載されております「各種変更締め日」までに、会員またはセンターからの申し出がない限り、1ヶ月間自動更新となり、以後も同様とします。
- 2) 受講開始日は原則として各月の第1授業日からとなりますが、ご都合により第2授業日以降から授業に出席される場合でも、1ヶ月分の会費が必要となりますのでご了承ください。
- 3) 入会時には、入会手続の事務手数料として所定の入会金をお支払いいただきます。なお、入会金は同世帯より一度限りの徴収となります。兄弟姉妹全ての方が、18歳に到達する年度まで有効とし、途中退会後の再入会時に際し、発生しないものとします。
- 4) 会員が入会手続完了後に、会員のご都合により授業開始日までにキャンセルをされた場合は、事務手数料である入会金はお支払いいただき、返還できません。
- 5) やむを得なく休会する場合でも、休会期間中事務手数料として諸経費はお支払いいただきます。

#### 第5条（会員資格条件）

以下の条件を満たす方がご入会いただけます。

- 1) 本会則及び本規則を遵守する方。
- 2) センターが設定したコース等ごとに定められた年齢に該当する方。
- 3) 入会について親権者の同意のある方。親権者は、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
- 4) 過去に除名等の通告を受けていない方、センターに除名されたことがない方。ただし、除名された際の原因が改善される等の場合で、センターが検討した結果、再入会を認めることがあります。
- 5) 医師から健康状態等の理由で当該活動を禁止されていない方。
- 6) 暴力団、暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力およびその関係者（以下、「反社会的勢力等」といいます）でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- 7) センターが会員として適さないと判断した以外の方。

#### 第6条（会費）

##### 1) 月額会費

月額会費には、授業料、教材費、諸経費（施設の維持管理等会員サービス向上のための費用）、スクールバス運行協力費が含まれます。受講いただくコース等ごとに授業回数と月額会費が決まっております。授業によっては月々の授業回数が必ずしも同数とはなりません。お支払いいただく月額会費は月々同額とさせていただきます。

月額会費は、受講を継続されている間、原則として授業の出欠にかかわらず毎月お支払いいただいております。休会制度はありません。

また、進級やコース等の改訂等に伴い、月額会費が変更になる場合がございます。変更の際には予め書面にて内容のご案内を申し上げます。

## 2) お支払日と方法

毎月払い、ゆうちょ銀行の自動払込み（口座自動引落）をお願いします。引落日は当月 27 日（例 1 月分会費は、1 月 27 日）（土・日・祝日の場合は、翌営業日）です。引落日の約 1 週間前に、「ご請求書」を配布します。引落口座、引落日、引落金額などをご確認ください。この場合の手数料は、会員様にてご負担ください。

## 3) 月額会費以外の費用

月額会費以外の費用（例 入会金、季節講習費、ウェア代）についても、月額会費に加算して、請求させていただきます。

前月 1 日～前月末日までに発生した費用の引落日は、当月 27 日となります。（例 12 月 1 日～12 月 31 日までに発生した費用の引落日は、1 月 27 日）引落日の約 1 週間前に、「ご請求書」を配布します。引落口座、引落日、引落金額などをご確認ください。

## 4) 未納入

万一、残高不足などで引落できなかった場合、後日お渡しするゆうちょ銀行の払込用紙で、お振込みをお願いします。この場合の手数料は、会員様負担です。

ただし、ゆうちょ銀行の口座登録までに 1～2 か月かかります。お手続きが完了するまでは、お渡しするゆうちょ銀行の払込用紙で、お振込をお願いします。この場合の、手数料は、弊社負担です。

なお、2 ヶ月以上会費のお支払いが滞った場合、退会手続きをさせていただき、受講をお断りすることがございます。会費の滞納については、やむなく訴訟その他法的手段をとる場合もございます。この場合、延滞料（納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額に年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）を乗じて計算した金額）や訴訟などにかかる費用を、会員様にご請求いたします。ご注意ください。

## 5) 請求書の再発行

請求書は、お引き落とし日の前月 20 日頃、バス便、お子様を通じて、または郵送でお届けしています。幼保無償化関連や教育資金贈与のお手続きに、ご入用な場合がありますので、申請の時期まで大切に保管をお願いします。

なお、紛失された場合など、再発行いたしませんので、ご注意ください。万一、再発行がご入用の場合は、1 通につき、330 円（税込）の再発行手数料を頂戴します。

## 6) 現金の取り扱い

センターは、子どもたちをお預かりする場所であり、その安全面を考慮し、受付やバス便による現金の取り扱いは行いません。

## 第 7 条（契約期間）

### 1) 受講契約期間

受講契約は 1 ヶ月間の契約となります。なお、1 ヶ月未満の契約はございません。

### 2) 契約の自動更新

受講契約は、所定の各種変更締め日を過ぎますと自動更新となります。なお、会員、センター双方に更新義務はございません。

### 3) 契約内容の変更

受講期間中に、クラス編成や会費の変更等の申し入れをさせていただく場合があります。変更をお願いする場合には、事前に書面にてご案内申し上げます。

会員がこの変更にご同意された場合、所定の期日をもって、変更された内容で契約は更新されます。万一、会員がこの変更にご同意いただけない場合には、新たな契約が発効する日の前日で受講契約が終了することといたします。その際、各種手続きの規定に沿って契約終了の手続きをさせていただくこととします。

## 第 8 条（免責事項）

万一、センターが、その責めに帰すべき事由に基づき損害賠償責任を負担する場合、その責任は 1 ヶ月分の会費を上限とします。ただし、センターに故意または重大な過失がある場合を除きます。

## 第 9 条（授業スケジュール）

コース等ごとに 1 回あたりの授業時間、年間または月々の授業回数および期間が予め決まっております。月々の授業回数が決まっているコースについては、原則として、その月の分はその月内の日程にて実施いたしますが、場合により月をまたいで実施日の調整をさせていただくことがあります。毎月の授業実施日程は、原則として 1 年度分のスケジュールを事前にご案内させていただきます。1 回あたりの授業時間には教室入れ替えや授業の準備に必要な時間も含まれております。

## 第 10 条（欠席のご連絡）

やむを得ず授業をお休みまたは遅刻される場合は、必ず授業開始時刻前までに、センターにご連絡をお願いいたします。

## 第 11 条（授業スケジュールの変更）

原則として授業実施曜日・時間は固定しておりますが、教室または講師の都合により、曜日・時間を変更させていただく場合があります。その際は予めご案内申し上げます。

#### 第 12 条（臨時休講）

災害や悪天候、担当講師の体調不良等やむを得ない場合には臨時休講をさせていただくことがあります。臨時休講のご案内は、授業開始時間までに差し上げますが、必ず連絡のつきやすい電話番号を入会手続きの際ご登録くださいますようお願いいたします。

原則として、天災の場合やお客様のご都合でお休みされた場合の補講や授業振替はございませんのでご了承ください。

#### 第 13 条（代講）

講師の病気やケガなどにより、受講期間途中であっても他の講師による代講または担当講師の変更をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

#### 第 14 条（安全・災害対応）

センターでは、安全に授業を受講いただくため細心の注意を払っておりますが、会員ならびに保護者におかれましてもくれぐれも危険な行為等が無きようご注意ください。会員ご自身の不注意による事故等には責任を負いかねますので、体調管理、安全管理や貴重品の管理を含め、十分ご注意ください。また、災害発生時には会場担当者や講師の指示に従い、速やかに避難していただくようお願いいたします。

#### 第 15 条（マナー）

円滑に授業を進めるため、会員に対し、受講マナー等をご案内、ご指導させていただいております。故意に授業の運営に著しく支障がある行為を行われた場合や、他の会員および講師への社会的モラルに反する言動や迷惑行為等を行われた場合、お子様を指導した上で改善されない場合、受講をお断りすることもございますので、予めご了承ください。

なお、携帯電話は緊急の場合を除き、授業中の使用をご遠慮いただいております。予め電源をお切りいただくか、マナーモードに切替えていただきますようお願いいたします。また、受講時の無断での写真撮影、録画、録音はご遠慮願います。

また、会員に対し保護者様からも、交通安全についてご指導ください。車で送迎される場合には、路上駐車、アイドリング等で近隣住宅にご迷惑が掛からないように十分注意してください。なお、塾や駐車場入り口付近の乗降は危険ですので止めないようお願いします。

#### 第 16 条（各種手続き）

##### 1) 退会手続

ご都合により退会される場合は、退会締切日（退会希望月の前月末 2 営業日前）までに、お電話にてお申し出ください。退会締切日を過ぎますと、受講契約は自動更新となり、所定の会費をお納めいただくこととなります。

##### 2) 受講内容の変更

各種オプション講座を追加受講したり、受講を取りやめたりする場合、変更連絡締切日（変更希望月の前月末 2 営業日前）までに、ご連絡をお願いします。変更連絡締切日を過ぎてからのご連絡の場合、返金等応じかねますのでご承知おきください。

##### 3) 長期欠席

下記理由により 1 ヶ月以上連続して授業を欠席される場合、変更連絡締切日（変更希望月の前月末 2 営業日前）までに、教室責任者にお申し入れをいただいた場合に限り、一部会費が免除されます。

- ① 生徒ご本人が傷病等により受講が困難な場合
- ② 保護者の送迎や同伴を必要とする場合で、保護者様が傷病やご出産等により授業への送迎や同伴が困難な場合
- ③ 火災・水害・地震その他の災害の被害を受け、生徒ご本人の受講および保護者様の送迎や同伴が困難な場合

長期欠席期間は 3 ヶ月までで、それを過ぎますと事前にご案内の上、授業に復帰される期日を決めていただくか、または退会とさせていただきます。

##### 4) 住所変更等

ご住所やご連絡先等が変更になった場合は、連絡等の都合がございますので速やかにセンターまでご連絡ください。

#### 第 17 条（保険）

センターでは、万一の事態を考慮し、スポーツ安全保険に加入しています。

#### 第 18 条（個人情報保護）

弊社にご提出いただきます書面などで得た個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、漏洩防止に努めますとともに、第 3 者への提供はいたしません。お名前、ご住所などのお客様の情報は教室運営およびこれらに関する各種サービスについて、お客様にご案内する場合に限って使用させていただきますので、ご了承ください。

また、弊社が作成する印刷物及びホームページ、センター広報用 SNS に、ご本人と特定できる写真などの制作物を掲載することがあります。使用を許可いただけない場合は、弊社までご連絡下さい。

#### 第 19 条（会則の改訂）

本会則を改訂する場合があります。最新版はホームページ上でご確認下さい。会則の改訂を実施する場合は、予めホームページにて告知します。

附則

この会則は、2020年4月1日から施行いたします。

この会則は、2020年12月1日から改訂施行いたします。

この会則は、2022年4月1日から改訂施行いたします。

この会則は、2023年4月1日から改訂施行いたします。

この会則は、2025年4月1日から改訂施行いたします。

お問い合わせ窓口

名古屋教育文化センター TEL 052-802-3755

(受付時間：日・祝日・年末・年始・夏期休業など弊社休業日を除く 9:00～16:45)

2021年10月作成